

福岡県全国がん登録診療所指定要領

1 目的

この要領は、「がん登録等の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 111 号。以下「法」という。）第 6 条 2 項に基づく診療所の指定等を行うことを目的とする。

2 対象施設について

対象となる施設は、原発性がんについて初回の診断を行っており、かつ、法第 6 条 1 項の届出対象情報の届出を行うことが可能な診療所とする。

3 指定申請方法について

指定を受けようとする診療所の開設者は、「全国がん登録における指定申請書（様式 1）」を福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課（以下「がん感染症疾病対策課」という。）に提出する。

4 指定について

福岡県知事は、「全国がん登録における指定申請書（様式 1）」を受理した場合には、法第 6 条 2 項の診療所として指定を行い、「指定書（様式 2）」を発行する。
なお、指定は各年 1 月 1 日付けでまとめて行う。

5 指定診療所の申請内容の変更について

指定された診療所の申請内容に変更が生じた場合は、全国がん登録における「指定診療所の変更届（様式 3）」を速やかにがん感染症疾病対策課に提出する。

6 指定診療所の辞退について

指定診療所が、その指定を辞退する場合は、「全国がん登録における指定診療所の辞退届（様式 4）」をがん感染症疾病対策課に提出する。

7 指定の取り消し

福岡県知事は、指定された診療所の管理者が法第 6 条 1 項の規定に違反したとき、又は、診療所が法第 6 条 1 項の規定による届出を行うことが不相当であると認めるときは、その指定を取り消すことができる。

附則 この要領は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、平成29年4月10日から施行し、平成29年4月1日から適用する。